



# あなたの会社の悩み 相談してみませんか

無料

- 年休(年次有給休暇) 5日は確実に取得させていますか
- 時間外労働の上限は守られていますか  
原則月45時間、年360時間  
臨時的な特別の事情 年720時間、単月100時間未満、  
2～6ヶ月の平均80時間以内
- 正社員とパート・有期雇用労働者の均衡・均等待遇を  
図っていますか
- 70歳までの就業機会の確保を検討していますか
- パワハラ防止の体制はできていますか
- 育児休業、産後パパ育休(出生時育休)の研修・周知は  
されていますか

## 令和5年(2023)

時間外月60時間超の割増率 50%

## 令和6年(2024)

時間外労働上限規制猶予措置廃止  
建設業 災害復旧・復興を除き原則適用へ  
自動車運転 上限 年960時間へ

## その他

就業規則の作成・見直し、賃金規定、  
労働条件通知書、変形労働時間制、36協定等

## 助成金の活用

雇用維持、再就職支援、転職・再就職拡大、  
雇入れ、雇用環境整備、両立支援、人材開発

福島働き方改革推進支援センターではこれらの他に働き方改革の事業所内研修、商工会議所・商工会での出張相談等無料で支援を行っています。

## 相談方法

電話、メール以外の申し込みは裏面から

- 電話 ● センターへの来所 ● メール
- オンライン ● 専門家の企業訪問



## 福島働き方改革推進支援センター

(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月～金 9:00am～5:00pm 土、日、祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/fukushima.html>



